

令和4年度 新たな日常での文化芸術活動支援事業 募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症により、文化芸術活動の中止・延期を余儀なくされていた県内の文化芸術活動団体等が、活動を再開及び継続できるよう、また、県民の皆さんが安心してこれらの活動に参加できるよう、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施する文化芸術活動を支援します。

2 対象となる事業

県内の文化芸術活動団体等が、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施する、以下の文化芸術活動で、令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）までの期間に開催するもの。

【文化芸術分野】 音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能など文化芸術活動全般

(1) 対象となる事業の内容

① 公演等開催支援

文化芸術活動のうち、集客を伴う活動（映像配信含む）

【活動例】

- ・ コンサートや演劇等の公演
- ・ 絵画や書道、陶芸等の展示会（ただし、販売を目的としたものは対象外）
- ・ 文化芸術の体験等のワークショップ
- ・ 地域行事での伝統芸能の披露 など

② 映像配信支援

文化芸術活動のうち、無観客で実施する活動の映像作品を制作し、広く配信するもの

【映像作品の例】

- ・ コンサートや演劇等の公演（無観客収録に限る）の収録映像
- ・ 伝統芸能（県内各地域の無形文化財等）の紹介映像
- ・ 団体主催のコンテスト等の入賞作品（美術・演奏など）の紹介映像
- ・ 県内出身者が制作した芸術作品の紹介映像 など

<映像作品及び配信の要件>

- ・ 映像作品は、オリジナル作品であること。
- ・ 映像作品は、それ自体で完結した内容とし、字幕を使うなど分かりやすい構成・編集とすること。また、収録時間は概ね30～60分程度を目安とすること。
- ・ 映像作品内及び映像配信に当たっては、広告の掲載を行わないこと。
- ・ 映像の配信は、動画共有サービスYouTube等に掲載し、視聴者が無料で鑑賞できるものとする。
- ・ 映像の配信は、令和5年2月28日（火）までに行うこと。また、少なくとも配信後1年間は掲載を継続すること。
- ・ 映像作品の主要な部分の撮影は、鹿児島県内で行うこと。

- ※ リアルタイムでの配信の際も、上記事項を遵守すること。
- ※ 映像作品はすべて、県のホームページで紹介（リンク）します。

(2) 留意点等

- ① 国（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡）や業種別ガイドラインに基づき、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。
- ② 著作権法等の関係法令等を遵守すること。
- ③ 集客を伴う活動を映像配信する場合は、(1)の①「公演等開催支援」の対象事業とすること（①「公演等開催支援」と②「映像配信支援」の併用は不可）。
- ④ ホームページやSNS等を通じて、イベント等のPR・情報発信に努めること。
- ⑤ 採択日以降に実施するものについては、本助成事業を活用していることが分かるよう、可能な限り、ポスター、チラシ、プログラム、図録などの制作物に『令和4年度新たな日常での文化芸術活動支援事業（鹿児島県）』である旨を記載すること。

(3) 本事業の対象とならないもの

- ① 宗教的、政治的、商業的宣伝意図のあるもの
- ② 営利、チャリティを主たる目的とするもの
- ③ 暴力団及びこれに準ずる団体が関わっていると認められるもの
- ④ 国又は県の補助金を受けているもの
（補助金が、国・県の委託や補助等を受けて他団体から交付されているものである場合、国又は県の補助金と同等とみなし、対象外）
- ⑤ もっぱら、県民でない者による公演や県民でない者の作品の展示等を行うもの
- ⑥ 不特定多数の者を鑑賞対象としていないもの

3 応募できる団体

助成の対象者は、原則として次に掲げる全ての要件を満たす団体又は知事が本県の文化芸術活動の振興に寄与すると特に認める団体

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
（例）文化芸術団体、文化協会、NPO法人、企業、任意団体等
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) 所定の期間内に事業が完遂できると認められること。

- 1 国や地方公共団体等は対象外となります。（応募事業の実施が、県又は各市町村の指定管理業務等の委託内容に含まれている場合は、県又は各市町村等が行う事業と同等とみなし、対象外となります。）
- 2 上記に掲げる団体が実行委員会をつくり、申し込むこともできます。（中核団体（中心になって活動する団体）でなければ市町村もメンバーに入ることは可能です。）

4 募集団体数

50団体程度

※応募は、1団体につき1事業（1回限り）です。

5 助成額

(1) 公演等開催支援

助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数切捨）で、50万円を上限とします。

(2) 映像配信支援

助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数切捨）で、30万円を上限とします。

※ 助成額は、申請額より減額される場合があります。

6 対象となる経費

「2 対象となる事業」を実施するために直接必要となる経費のうち、令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）までの期間中に支払を完了させたもの。

※ 領収書、明細書等がないものは、経費として認められません。

○ 助成対象経費

項目	内容
報償費	講師等謝金、出演料、指導料 等 ※報償の対価となる内容（従事内容、回数、時間等）及び積算の根拠を明確にしてください。 ※源泉徴収等が必要な場合は、各団体で行ってください。
旅費	交通費、宿泊費、公演等当日の駐車場代、レンタカー料金 等 ※実費又は申請団体における旅費規程等を原則とします。 ※規定等がない場合は、県の旅費規程により算出した額となります。
需用費	印刷費、消耗品費、ポスター及びパンフレット作成費、材料費 等
役務費	設営費、通信運搬費、手数料、制作費、運搬設置料、記録費、宣伝費、保険料、調律費 等
使用料・賃借料等	会場使用料、ピアノ借用料、音響設備等使用料、舞台付帯設備使用料、著作権使用料、撮影機材賃借料 等
賃金	アルバイト整理員賃金 等
委託料	撮影・映像編集・配信等に係る委託料 ※事前に見積徴収を行う（原則複数）等、委託内容（業務、回数、時間等）及び積算の根拠を明確にしてください。
その他	前各号に掲げるもののほか、その他知事が特に必要と認める経費

○ 助成対象外経費

◆ 事務運営管理に関する経費

事務所の光熱水費、電話代、交際費、ホームページ作成及び運営費、事務所維持人件費、助成対象団体の構成員の人件費（ただし、本事業のために臨時で雇用する者（アルバイト）の賃金は除く）など

◆ 備品類等の購入経費

本事業終了後も繰り返し使用が見込まれるもの（例：衣装代、楽器・楽譜、美術品、事務機器、什器）の購入経費 など

◆ 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

- 飲食費，交際費・接待費，レセプション・打ち上げ等のパーティー経費，印紙代など
- ◆ その他の経費

記念品代，個人への支給品代，出演者への花束代，主催者が管理する会場や道具類の使用料またはそれに類する経費，航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金，グリーン料金） など

- 1 これらの経費の取扱いは，委託した場合についても同様です。
- 2 以上に記載されていない経費については，担当課（観光・文化スポーツ部文化企画課文化企画係）にお問い合わせください。

7 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和4年4月22日（金）から令和4年5月13日（金）必着

(2) 応募方法

電子メール

※ 電子メールでの提出が困難な場合は，郵送又は持参も可能ですので，事前にご相談ください。

(3) 応募書類

応募書類は，別紙「記載要領」及び「記載例」を十分確認の上，作成してください。

- ① 第1号様式 令和4年度新たな日常での文化芸術活動支援事業応募書
- ② 第1号様式別紙1 事業計画書
- ③ 第1号様式別紙2 収支予算書
- ④ 添付書類

ア 団体の定款・規約（A4版とします。書式は自由です。）

イ これまでの活動内容が分かる書類（実績報告書，パンフレット，チラシ，写真等）

※ ①から③の様式は，県HPの文化芸術振興のページにも掲載していますので御利用ください。

ホーム>教育・文化・交流>文化・芸術>文化芸術振興>令和4年度新たな日常での文化芸術活動支援事業の助成団体を募集します

※ 提出していただいた書類はお返しいたしませんので御了承ください。

※ 可能な限りパソコンでの作成をお願いします（手書きで作成する場合は丁寧な記載をお願いします）。

(4) 応募先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部 文化振興課 文化企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1（9F）

TEL：099-286-2537

E-mail：cpdbk@pref.kagoshima.lg.jp

8 審査・選考方法

助成対象団体は，応募書類を基に，県による審査を踏まえ，選考・決定いたします。

9 審査基準

(1) 事業の目的

- ・ 事業の目的が明確で、鹿児島が持つ多様な文化芸術を更に充実・発展させることにつながることを期待できるものであるか。

(2) 事業の内容

- ・ 文化芸術活動の継続や人材育成に資するものとなっているか。

(3) 事業の実現性

- ・ 事業内容や実施体制は、具体的で実現可能な事業であるか。

(4) 収支計画の妥当性

- ・ 収支計画は、事業内容に見合っており、助成金が有効に活用されるものとなっているか。

(5) 公益性

- ・ 受益者が特定の者に限定されず、広く県民が鑑賞、参加等のできるものであるか。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 国や業種別のガイドラインに沿った適切な感染防止対策が講じられているか。(主催者側・来場者側)

10 選考結果と助成金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての団体に対し、文書にてお知らせいたします。

採択結果は、県のホームページにて公表します。

(2) 助成金の交付申請

選考の結果、採択された団体には、事業完了後に所定の「助成金交付申請書類」を提出していただきます。(「新たな日常での文化芸術活動支援事業助成金交付要綱」(以下「助成金交付要綱」)によること)

(3) 助成金の交付

精算払(事業完了後に実績報告を受けて精算)

11 助成金の交付申請について

1 採択通知までに実施が完了する事業

採択通知を受けてから15日以内に下記①～⑤の書類を提出してください。

【交付申請時の提出書類】

- ①助成金交付申請書(第1号様式 別紙1(第4条関係))
 - ②事業実績報告書(第1号様式 別紙1①又は②(第4条関係))
 - ③収支精算書(第1号様式 別紙2(第4条関係))
 - ④対象経費の支出を証する帳簿等(領収書等)の写し
 - ⑤事業に関連する写真、チラシ・ポスター等の資料等
- ※ ①～③は「助成金交付要綱」に定める様式によること。

2 採択通知後に実施する事業

対象となる事業が完了してから15日以内又は令和5年3月1日(水)のいずれか早い日までに、上記①～⑤の書類を提出してください。

12 情報公開・情報提供

事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、応募状況、選考結果及び助成事業の実施結果等については、随時、県のホームページ等で公開いたします。

また、交付を受けた団体においても、活動状況等について、パンフレットやチラシなど積極的な情報提供をお願いいたします。

13 事業スケジュール

募集期間 応募方法	【令和4年4月22日（金）～5月13日（金）必着】 ○ 応募方法：電子メール
審査・選考	【令和4年5月中～下旬】 ○ 審査・選考結果通知
補助対象期間	【令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで】 ○ 事業計画書に沿って事業実施
事業完了 ・ 交付申請 ・ 実績報告	○ 採択通知までに実施が完了する事業 採択通知を受けてから15日以内に交付申請及び実績を報告 ○ 採択通知後に実施する事業 事業完了後15日以内又は令和5年3月1日（水）のいずれか早い日まで に交付申請及び実績を報告
交付決定及び 交付確定	○ 助成金交付決定・助成金額の確定 ○ 助成金の交付

14 問合せ・応募書類提出先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部 文化振興課 文化企画係

<郵送先> 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1（9F）

TEL：099-286-2537 FAX：099-286-5537

E-mail：cpdbk@pref.kagoshima.lg.jp